

集団的自衛権と 9 条

2015 年 9 月、多くの国民の反対を押し切って「安全保障関連法」が可決されました。この法律により、これまで憲法に違反するとされてきた「集団的自衛権」(同盟国が攻撃されたら武器を使って支援する)を認め、自衛隊が他国の戦争に参加できるようになりました。

憲法改定の動きと 9 条

このように、「自衛権」の解釈をあまりにも拡大した結果、現状の自衛隊の活動と、憲法条文との隔たりが大きくなったとして、憲法を変えて現状に合わせようという動きが出ています。

安倍前首相は「軍隊を保持しない」「交戦権は認めない」とした 9 条 2 項の文言は、国民に浸透しているのでそのままにし、新たに「自衛隊」を書き加えようとする改定案を示していました。現在の政権もこの方針を引き継いでいます。

「自衛隊」を書き加えることは、第 2 項を実質的に死文化させ、自衛隊員を海外の戦場に送ることを憲法上認めることとなります。戦後日本の平和を守り、他国、とりわけアジア諸国との信頼関係をつないできた憲法 9 条が、その力を失ってしまいます。



憲法クイズの正解は②です。

憲法改定には国民投票が必要です

国会の衆参両院の3分の2の賛成で、憲法改正の「発議」が行われます。

これが国民投票にかけられます。

そのルールは「国民投票法」に定められています。

でも、この内容にはまだまだ、問題点が指摘されていますが、国会での論議は深まっています。

例えば、最低投票率の定めがないため、どこまで民意が反映されるのか不明です。

コマーシャル規制もないため、財力のある側が圧倒的に有利です。

発議後60日から180日以内に国民投票を行うと定められていますが、こんな短い期間で国民の理解が進むのでしょうか。



日本国憲法 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない

Chapter ii. Renunciation of war article 9.

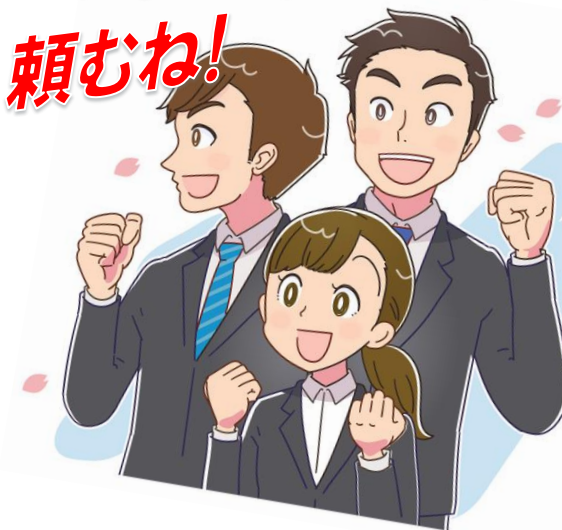
Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. the right of belligerency of the state will not be recognized.

成人おめでとうございます！

～未来は君たちの手に～

頼むね！



憲法って？

私たちを守るもの～

選挙権は満 18 歳以上の誰でもが持つものです。選挙で選ばれた議員は、憲法に基づいて法律や条例を定め、内閣や知事、市長はこれに従って行政にあたります。

憲法は、みんなが人間らしいくらしができるように、私たちを守るものです。

成人となられたあなたに、憲法が身近なものとなることを願って、このリーフをお届けします。

発行：宮城県内九条の会連絡会

仙台市青葉区柏木 1-2-45

フォレスト仙台 5F TEL 022-728-8812

(2021 年 1 月)



「あたらしい憲法のはなし」(1947年8月 文部省発行)

① 憲法って何だろう

日本国憲法は今からおよそ74年前の1947年5月3日に施行されました。その3ヵ月後に、「あたらしい憲法のはなし」が当時の文部省によって発行され、全国の中学1年生が社会科の教科書として、次のことを学びました。



憲法は国の最高法規

憲法は国で一番大事な規則(最高法規)で、憲法に合わない法律や規則はすべて無効です。憲法には、国の治め方や仕事のやり方、国の主人公が国民であること(国民主権)、国民のいちばん大事な権利を保障すること(基本的人権の保障)、これからは絶対に戦争をしないこと(平和主義)など、この国で生きる私たちにとって、もっとも大切なことが定められています。

憲法は権力者の暴走を防ぐ法規



世界の長い歴史の中で、君主や政治家などの権力者が、国民の声を聞かず暴走することがよくありました。それを防ぐためにつくられたのが憲法です(立憲主義)。日本国憲法には、「天皇や国会議員などすべての公務員は、憲法を尊重し擁護する義務がある」と書かれています。

② 何よりも大事な基本的人権

すべての人は自由で平等

人間らしい生活をしていくには必要なものが二つあります。それは「自由」と「平等」です。

国民は個人として尊重され、幸福を追求する権利を持ち、思うことを言い、自分が信じることに従って生きていくことができます。

また、すべての人間は、どんな理由でも差別されることなく、平等でなければなりません。



基本的人権は永久の権利

この自由と平等は私たちが生まれながら持っている権利です。この権利は決して奪われてはなりませんし、国の力でこれを奪ったり、刑罰を加えてはなりません。これらは人間の一番大切な権利で、「基本的人権」と呼ばれています。憲法ではこれを「侵すことのできない永久の権利」と記しています。

基本的人権には、教育を受ける権利、人間らしい生活をする権利、政治に参加する権利、勤労者が団結する権利なども含まれています。

私たちは、自分の権利と同じように他の人の権利も大切にしなければなりません。

すべての人に 生きる権利！



そして、今

日本は戦争をしない国として

侵略戦争の反省から生まれた9条

日本は、70数年前、中国や朝鮮を侵略し、これがアメリカやイギリス、ソ連(現ロシア)など、世界の大国との戦争、第二次世界大戦に発展させてしまいました。その結果、アジア諸国で2000万人、日本でも310万人の命を奪い、広島・長崎・東京をはじめ多くの都市が破壊されました。仙台空襲では中心部が焼け野原となりました。

この侵略戦争への責任と反省から、日本は2度と戦争をしない(戦争放棄)ことを約束し、軍隊を持たないこと(戦力の不保持)を誓いました。これが憲法9条なのです。

再び戦争の悲劇を繰り返さないために、この憲法を守ろうという国民の思いと運動のおかげで、日本はその後の75年間、一人の戦死者も出さず、他国の兵士や市民を一人も殺したことはありません。



自衛隊創設と9条

1950年、朝鮮戦争が起り、日本を占領していたアメリカ軍が参戦しました。日本の治安が手薄になるという理由で、「警察予備隊」が創設されました。その後、「保安隊」「自衛隊」と名を変え現在に至っています。

これは、憲法9条違反ではないかとの激しい議論がたびたび起こりましたが、歴代の政府は「自衛隊は軍隊ではない」「自衛のためだけにしか武器は使わない」「日本周辺しか活動しない」と説明してきました。

しかし、近年、政府は「国連の活動なら海外に出かけてもよい」「(国連平和維持活動=PKO)」「(同盟国の後方支援ならよい)」「(イラク戦争派遣)」と「自衛権」の解釈をどんどん拡大しています。